

※公表制度に関する部分のみ抜粋

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第9条の2 条例第62条の4第3項の規定により規則で定める公表の対象となる防火対象物は、法第17条第1項の規定により消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない防火対象物のうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物であって、政令第11条、第12条又は第21条の規定により屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備(以下「屋内消火栓設備等」という。)を設置しなければならない防火対象物とする。

2 条例第62条の4第3項の規定により規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項に規定する防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこと又は屋内消火栓設備等が設置されている場合においてその主たる機能が喪失していることとする。

(平29高安消組規則6・追加)

(公表の手続)

第9条の3 条例第62条の4第3項の規定により規則で定める公表の手続は、法第4条の規定による立入検査を行い、前条第1項に規定する防火対象物に同条第2項の違反の内容が認められる場合であって、その結果を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日において、引き続き当該結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反の内容が是正されたことを確認できるまでの間、消防局ホームページに掲載して行うものとする。

2 前項に規定する手続により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 違反の内容
- (3) その他消防局長が必要と認める事項

(平29高安消組規則6・追加)